

知的障がい者又は精神障がい者に係る軽自動車税の減免基準

区分	減免の対象となる範囲
	障がい者本人、障がい者の方と生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合
療育手帳	A（重度）
精神障害者 保健福祉手帳	1級 （注）自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る）又は重度心身障害者医療費受給者証の交付を受けている方に限る